マイナンバー（個人番号）による添付書類の省略に関する調書

【５】

（マイナンバーによる添付書類の省略を希望する方のみご記入ください）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 受給者番号 |  |  |  |  |  |  |  |

難病医療給付申請に係る添付書類について、マイナンバーによる添付書類の省略を希望します。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者名  （患者が１８歳未満の場合は保護者名） |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 患　者 | フリガナ | |  | | |
| 氏　　　　名 | |  | | |
| 省略を希望する書類 | | □課税証明書  □健康保険書類 | | |
| R7.1.1時点の  居住市町村 |  | | 個人番号による情報取得にかかる同意※ | □同意する |

※個人番号を利用して省略を希望する書類の情報を取得することに関する同意です。同意がない場合は添付書類が必要になります。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 支給認定基準世帯員 | 一人目 | フリガナ | | |  | | |
| 氏　　　　名 | | |  | | |
| 省略を希望する書類 | | | □課税証明書  □健康保険書類 | | |
| R7.1.1時点の居住市町村 | |  | | 個人番号による情報取得にかかる同意※ | □同意する |
| 二人目 | フリガナ | | |  | | |
| 氏　　　　名 | | |  | | |
| 省略を希望する書類 | | | □課税証明書  □健康保険書類 | | |
| R7.1.1時点の居住市町村 |  | | | 個人番号による情報取得にかかる同意※ | □同意する |
| 三人目 | フリガナ | | |  | | |
| 氏　　　　名 | | |  | | |
| 省略を希望する書類 | | | □課税証明書  □健康保険書類 | | |
| R7.1.1時点の居住市町村 |  | | | 個人番号による情報取得にかかる同意※ | □同意する |
| 四人目 | フリガナ | | |  | | |
| 氏　　　　名 | | |  | | |
| 省略を希望する書類 | | | □課税証明書  □健康保険書類 | | |
| R7.1.1時点の居住市町村 |  | | | 個人番号による情報取得にかかる同意※ | □同意する |

●【１】申請書の３支給認定基準世帯員に記入した方の氏名は全員記載してください。

●添付書類の省略を希望する場合は、患者および支給認定基準世帯員のマイナンバーを【３】個人番号記載票により提出してください。

●省略できるのは、健康保険書類及び課税証明書となります。

●業種別国民健康保険組合加入者・被用者保険非課税の方の課税証明書の省略はできません。

●市町村民税の申告をしていない場合、課税情報の取得ができません。

※マイナンバーで情報を取得できなかった場合は、後日、書類の提出を求める場合があります。

●マイナンバーで情報を取得した結果、非課税であった場合は、収入状況申告書の記載内容によって、低所得Ⅰ・低所得Ⅱを決定します（収入状況申告書の提出がない場合、低所得Ⅱになります。）。

**●情報連携には時間を要するため、添付書類の省略を希望した場合、書類を添付して申請する場合より受給者証交付までに時間がかかる場合があります。**

マイナンバーの利用目的

ご提供いただいた個人番号（マイナンバー）は、適切な安全管理のもと、番号法に限定的に定められた範囲内でのみ利用します。

|  |
| --- |
| 利用目的 |
| ・　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の特定医療費の支給に関する事務 |
| ・　難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 |
| ・　難病の患者に対する医療等に関する法律による医療受給者証に関する事務 |
| ・　難病の患者に対する医療等に関する法律第十条第二項の支給認定の変更に関する事務 |
| ・　難病の患者に対する医療等に関する法律第十一条第一項の支給認定の取消しに関する事務 |
| ・　難病の患者に対する医療等に関する法律第三十七条の資料の提供等の求めに関する事務 |
| ・　難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十三条第一項の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 |

また、番号法の規定に基づき、関係機関との間で専用のネットワークシステムを用いて、情報のやり取り(情報連携)を行います。なお、情報連携に関する記録は、これに関わる各主体により記録・保存されます。

DV・虐待等の被害を受けて避難されている方については、その所在地につながる情報（所在の都道府県名又は市町村名）を秘匿することが可能ですので、希望される方は、申請・届出に際してその旨を窓口にお申出ください。なお、お申出いただいた情報は、マイナンバー制度において上記情報を秘匿する措置をとるためにのみ使用します。